

大田区都市計画審議会（第143回）

目 的	1 東京都市計画緑地の都市計画変更（大田区決定）について 2 東京都市計画大田区都市計画マスタープランの改定（大田区決定）について																		
日 時	平成21年10月23日（金） 開会 2時05分 閉会 3時38分																		
場 所	大田区役所本庁舎 2階 201・202・203会議室																		
委 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">谷口汎邦</td> <td style="width: 33%;">池添 皞</td> <td style="width: 33%;">志水英樹</td> </tr> <tr> <td>中井検裕</td> <td>小篠映子</td> <td>小林みどり</td> </tr> <tr> <td>田中一吉</td> <td>松原秀典</td> <td>富田俊一</td> </tr> <tr> <td>岡元由美</td> <td>森 愛</td> <td>清水菊美</td> </tr> <tr> <td>樋口幸雄</td> <td>遠藤孝一</td> <td>欠 水野貴司</td> </tr> <tr> <td>馬場雄一郎</td> <td>田中道高</td> <td>欠 橋内 肇</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">印出席者</p>	谷口汎邦	池添 皞	志水英樹	中井検裕	小篠映子	小林みどり	田中一吉	松原秀典	富田俊一	岡元由美	森 愛	清水菊美	樋口幸雄	遠藤孝一	欠 水野貴司	馬場雄一郎	田中道高	欠 橋内 肇
谷口汎邦	池添 皞	志水英樹																	
中井検裕	小篠映子	小林みどり																	
田中一吉	松原秀典	富田俊一																	
岡元由美	森 愛	清水菊美																	
樋口幸雄	遠藤孝一	欠 水野貴司																	
馬場雄一郎	田中道高	欠 橋内 肇																	
出 席 幹 事	<p>副区長（秋山） まちづくり推進部長（佐藤） まちづくり推進部再開発担当部長（藤田） まちづくり推進部参事（川野） まちづくり推進部都市計画担当課長（鈴木）</p>																		

傍聴者 3名

議 事	件名	第一号議案	東京都市計画緑地の都市計画変更（大田区決定）について
		第二号議案	東京都市計画大田区都市計画マスタープランの改定（大田区決定）について
	概要		
	議決事項	第一号議案	東京都市計画緑地の都市計画変更（大田区決定）については、諮問のとおり定めることが適当である。
その他	提出資料	第一号議案	事前資料 1 計画書 事前資料 2 総括図 事前資料 3 計画図 事前資料 4 説明資料 当日資料 1 計画位置図 当日資料 2 遠望写真 当日資料 3 現況写真 当日資料 4 断面イメージ図
		第二号議案	資料 1 説明資料 資料 2 基礎調査の概要
		第一号議案	諮問文
		第二号議案	諮問文

鈴木幹事 大変お待たせいたしました。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます、都市計画担当課長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、前回の審議会以降に委員の交代がございましたので、副区長よりご紹介をさせていただきます。

続けて、本日出席の幹事も紹介させていただきます。

副区長、よろしくお願いいたします。

秋山幹事 それでは皆さん、こんにちは。区議会議員の委員の交代がございましたので、ご紹介をさせていただきたいと思います。

まず、田中一吉委員でございます。

田中委員 よろしくよろしくお願いいたします。

秋山幹事 松原秀典委員でございます。

松原委員 よろしくお願ひします。

秋山幹事 岡元由美委員でございます。

岡元委員 よろしくよろしくお願いいたします。

秋山幹事 森愛委員でございます。

森委員 よろしくよろしくお願いいたします。

秋山幹事 清水菊美委員でございます。

清水委員 よろしくよろしくお願いいたします。

秋山幹事 それから、本日出席の幹事を紹介させていただきたいと思ひます。

まちづくり推進部長、佐藤喜美男でございます。

佐藤幹事 よろしくお願ひします。

秋山幹事 まちづくり推進部再開発担当部長、藤田正人でございます。

藤田幹事 よろしくお願ひいたします。

秋山幹事 まちづくり推進部参事、川野正博でございます。

川野幹事 よろしくお願ひいたします。

秋山幹事 まちづくり推進部都市計画担当課長、鈴木清貴でございます。

鈴木幹事 よろしくお願ひいたします。

秋山幹事 以上でございます。よろしくお願ひいたします。

鈴木幹事　それでは、開会に先立ちまして、副区長よりご挨拶をさせていただきます。副区長よろしくお願いたします。

秋山幹事　それでは、改めまして、皆さんこんにちは。

第143回目の都市計画審議会ということで開催をご通知申し上げましたところ、ご多忙中のところ、ご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

大田区では、ご承知のように、松原区政になりましてから、新たな「大田区基本構想」あるいは「おおた未来プラン10年」の策定をし、新しい事業推進のために努力をしているところでございます。

「おおた未来プラン10年」が策定されまして、その後、「大田区産業振興基本戦略」あるいは「大田区観光振興プラン」、あるいはまた「（仮称）空港臨海部の基本計画」、「住宅マスタープラン」、「みどりの基本計画」、それから蒲田駅と大森駅を中心とした駅周辺地区のグランドデザインなど、まちづくりに関する多くの計画が策定もしくは改定されつつあるところでございます。

そういった状況の中で、「大田区都市計画マスタープラン」につきましても、平成11年の1月に策定をされまして、既に10年が経過し、社会状況も大きく変わっております。

ご承知のように、羽田空港の跡地の問題あるいは空港の沖合展開の問題、2010年には再国際化ということで羽田も動き出します。

今回、国交相がハブ化という新しい考え方をきちっと出しておられます。羽田にとっては、非常に大きな風が吹いてきているというふうに思っておりますし、私どもとしては、この大きな風を受けてしっかりと大田区のまちづくりを改めて立て直さなければいけないというふうに思っております。

そういった意味で「大田区都市計画マスタープラン」が、これから重要になってくるということで、今回の審議会の中で第二号議案として、都市計画マスタープランの改定についてのご意見を伺うということで、区長から諮問をさせていただくということになってございます。どうかよろしくお願いたしたいと思っております。

今、非常に社会的に厳しい状況を迎えております。新しい政権の中で新しい施策が次々と出されるというふうに思っておりますけ

れども、私どもしっかりとそれを受けとめて、行政を進めてまいりたいというふうに思います。

特に、今問題になっております新型インフルエンザの問題、あるいは少子高齢化社会の中で、少子化対策をどうしていくか、あるいは地球温暖化の問題をどうやってきちっと受けとめ、そして行政の中で区政の柱として立てていけるかということが非常に大きな問題になってございます。

また、それに伴って、先ほど申し上げました、羽田の国際化の問題あるいは跡地利用をどうしていくか、そして臨海部を含めた土地利用のあり方、そういったことも重要でございますし、あるいは景観の問題、あるいは都市緑地の問題、そういったものもこれからとても区民の生活にとって重要になるだろうというふうに思っております。

こういったことを中心として、「大田区都市計画マスタープラン」の改定に着手をするということにしておりますので、忌憚のないご意見を専門的な見地からいただければありがたいというふうに思っております。

今回二つの議案を諮問させていただきご審議いただくわけでございますけれども、都市計画マスタープランにつきましては、時間をかけてちょっとご議論いただきたいというふうに思っております。日程等についても、これから担当の方からご紹介させていただきたいと思っております。その中で区民の皆さんからのご意見も含めて、しっかりと受けとめ、そして新しいマスタープラン作りを進めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

本日は、短い時間でございますけれども、ご審議のほどよろしく願いいたします。

鈴木幹事 ありがとうございます。

続きまして、都市計画審議会の議事録の署名についてのお願いでございます。

従前から審議会の議事録につきましては、会長と輪番でほか1名の委員にご署名いただいているところでございます。議事録の原稿

が整い次第、ご連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

本日の審議会につきましては、順番で田中一吉委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日の委員の出席状況でございますが、15名の委員が出席をされております。定足数を満たしております。また、本日の傍聴申込数は3名というふうになってございます。

それでは、会長、開会方よろしくお願いいたします。

谷口会長 こんにちは。大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、ありがとうございます。特に新しく委員にご就任いただきました諸先生方よろしくお願いいたします。いろいろな面でご指導、ご支援を賜りたく、重ねてお願いを申し上げます。

なお、会長代理につきましては、富田先生に引き続きお願い申し上げますので、よろしくお願いいたします。

では、傍聴者の入室を、3名の方ですか、許可をいたしたいと思います。

それでは、開会の宣言を行います。

ただいまより第143回大田区都市計画審議会を開会いたします。

では、議案に入りたいと思います。大田区長より、大田区都市計画審議会会長あてに、平成21年9月14日付で、第一号議案、「東京都市計画緑地の都市計画変更（大田区決定）」についてが諮問されましたので、これを議案といたします。

それでは、諮問文の朗読をお願いいたします。

鈴木幹事 はい。それでは、諮問文を朗読させていただきます。

お手元に配付させていただきました、第一号議案の諮問文をご覧になりながらお聞きいただきたいと思います。

第一号議案につきましては、東京都市計画緑地の都市計画変更（大田区決定）について、都市計画法第19条第1項の規定により、大田区長より諮問いたします。

以上で第一号議案の諮問文の朗読を終わります。

谷口会長 それでは、この議案を上程いたします。

幹事より議案の説明をお願いしたいと思います。どうぞお座りい

ただいで。

川 野 幹 事 恐縮でございます。それでは座らせていただきます。

第一号議案の説明をさせていただきます。まず、説明をさせていただく前に、資料のご確認をお願いいたします。

事前資料といたしましては、1番から4番までご案内をしてございます。それから、当日資料といたしまして、同じく1番から4番まで、全部で八つの資料をご案内させていただいております。資料の方はよろしゅうございましょうか。

それでは、恐縮でございますが、まず事前資料4をご覧いただきながら説明をさせていただきます。

最初に、趣旨及び経緯でございます。

事前資料2と当日資料1もあわせてご覧いただきますとよろしいかと思えます。

事前資料2の方が総括図で、当日資料の資料1が位置図でございます。

それから、当日資料の2の方に写真の方もご案内してございますので、ご参考にしていただければと思えます。

それでは、説明の方に入らせていただきます。

本計画地につきましては、大田区の北部中央に位置してございます。自然環境豊かな武蔵野台地南北崖線の樹林地でございまして、区民の皆様には馬込の自然林として長年にわたりまして、慣れ親しまれてまいりました。大変貴重な自然環境資源となっております。

また、本計画地の一部を含みます0.24haにつきましては、平成7年に「大田区みどりの保護と育成に関する条例」に基づく保護樹林といたしまして指定をさせていただいております。一方周辺では、マンション開発が進むなど、その存続が危惧されていたところがございます。地域の区民の皆様から保存を望む声も寄せられているところがございます。

こうした中で、平成16年に保護樹林の一部約0.05haにつきまして、消防団の施設建設及び樹木保護のために地権者のご意向により、区にご寄付をいただいております。また、これに隣接する樹林地0.09haを、平成20年9月に大田区土地開発公社で公園緑地予定地と

して取得いたしました。

本案件につきましては、本計画地の保全及び活用を検討した結果、大田区南馬込二丁目地内におきまして、約0.14haの区域及び面積を都市計画緑地として保全し、良好な住環境の維持・保全を図るために都市計画変更をさせていただくものでございます。

なお、都市計画の変更に係る都知事同意協議でございますが、平成21年8月19日付で収受をしているところでございます。

続きまして、事前資料3をご覧ください。

位置及び計画地の概要についてご案内をさせていただきます。

本計画地は、大田区北部の中央、南馬込二丁目地内にございまして、環状7号線の西側に位置しております。また、本計画地の周辺の土地利用の状況につきましては、馬込中学校あるいは周辺に、きたのこぼと児童公園、きたの天神山児童公園が立地してございます。また、北野神社や萬福寺など、緑豊かな社寺の点在した閑静な住宅街が形成されている地域でもございます。

計画地は、北西側に傾斜しました傾斜地となっておりまして、高低差は約11mでございます。一番上の標高、上部の標高でございますが、約22mでございます。

当日資料の3をご覧ください。

現況の写真をご案内してございます。この写真をご覧いただきますと、北西側に当たるのですが、約4.9mの区道に接してございまして、ちょうど1番の写真の手前側なんですけれども、ちょっとブロックが新しいのが見えているところなんです、一角に消防団の施設がございまして。

続きまして、資料4をご覧ください。次のページでございます。

現況の断面イメージを簡単に描かせていただいたのですが、計画地内はほぼ全面が傾斜した樹林地となっております。樹高20m程度のコナラ、ソロノキ、ケヤキなどの落葉樹と、クロマツ、シラカシなどの常緑樹が主体となっております樹林地でございます。

事前資料の2をご覧いただきたいのですが、こちらの方が用途地域等についての総括図となっております。当該箇所につきましては、第一種低層住居専用地域でございます。建ぺい率が50%、容積

率は100%、そして第一種高度地区、準防火地域で、日影規制は測定面の高さ1.5mで4時間から2時間半でございます。

続きまして、都市計画緑地の内容についてご案内をいたします。事前資料の1になります。

位置は大田区南馬込二丁目地内、面積は約0.14ha、名称は「第80号 南馬込二丁目緑地」でございます。都市計画緑地につきましては、大田区内では多摩川河川敷に「多摩川緑地」、それから鶉の木の松山と呼ばれておりますが、「鶉の木一丁目緑地」がございまして、これらに続く3番目の都市計画緑地でございます。

続きまして、説明会の概要についてご案内をいたします。

説明会につきましては、平成21年7月29日水曜日午後7時から南馬込二丁目でございます北野神社内の北野会館で行いました。区民の皆様には39名ご参加いただきまして、午後8時半までの約1時間半にわたりまして計画原案の説明をさせていただいて、計画内容や緑地整備に関するご意見、ご要望をちょうだいしたところでございます。

説明会におきましては、当該地を都市計画緑地にするにつきましては、特段の反対のご意見はございませんでしたが、一部「隣接する個人所有の樹林地を含めて計画区域とすべきである」というご意見もございました。そのほか、整備に当たっての貴重なご意見、ご要望をいただいたところでございます。

続きまして、公告・縦覧でございます。

公告・縦覧につきましては、平成21年8月25日火曜日から9月8日火曜日までの2週間、大田区まちづくり推進部まちづくり管理課の窓口において実施をいたしました。この間、縦覧は2件、それから意見書の提出が1件ございました。

意見書の内容につきましては、説明会と同様のご趣旨でございます。「隣接する個人所有の樹林地を含めて計画区域とするよう所有者に申し出をされたい」との意見でございます。

意見書に対する見解でございますが、区では、現時点におきましては、両隣接地ともある程度緑地保全の制度上の担保がなされていると考えているところでございます。北東側に隣接する樹林地のう

ち家屋周辺部を除いた斜面地部の約1,840㎡につきましては、既に大田区指定の保護樹林となっております。また、南側でございます樹林地でございますが、これは平成17年に建築確認があったマンション敷地内に含まれているものでございます。建築の確認申請に先立ちまして大田区の開発指導要綱に基づく協定書によりまして保全緑地として残された部分でございます。既に区の制度によって保全されていると考えているところでございます。

区といたしましては、今後北東側の保護樹林に指定されている箇所につきましては、所有者からの申し出があれば一体的な緑地空間として都市計画変更等を含めた樹林地保護対策について検討する余地があると考えてございます。

第一号議案につきましては、以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

谷口会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、ご審議をお願い申し上げたいと思います。ご質問やご意見等がございましたら、どうぞご自由にご発言賜りたいと思います。はい、どうぞ。富田先生。

富田委員 まず、都市計画緑地というこの言葉の定義を教えてくださいと思います。

谷口会長 はい、どうぞ。お座りいただいて。

川野幹事 都市計画緑地につきましては、都市の健全な発展と秩序ある整備を図りまして、公共の福祉の増進に寄与するために、都市計画法に基づきまして計画整備される施設のうち、都市の自然環境の保全及び改善並びに都市景観の向上を図るために設けるという趣旨の施設でございます。

富田委員 そうすると、かなり大ざっぱなというか、広い定義の規定だったと思うんですけども、この中でできない行為というのがありますか。

谷口会長 どうぞ。

川野幹事 基本的には、都市公園法上の規制に基づいているんですが、特に都市緑地という指定がされておりますので、緑を保全するような形でやりますので、伐採ですとか、そういったことについては、な

かなかやるのは難しいというふうに考えてございます。

富田委員 隣接している民間の所有者の部分ですけれども、これは、大田区指定の保護樹林とマンション用地は保全緑地に指定されているので確保できるということですが、じゃあ保護樹林を例えば伐採した場合あるいは保全緑地について何らかの手を加えた場合というのは罰則というものはあるのでしょうか。

谷口会長 はい、どうぞ。

川野幹事 特に罰則はございませんが、極力これを維持保全するために区としても努力をさせていただきますし、所有者の方にもそういった努力をいただくようお願いをしたいと思います。どうぞ。

谷口会長 はい、どうぞ。

富田委員 その意味で先ほどの説明です、民間の所有者に対して保護してほしいということについて、何かやりとりがあったような感じの説明があったのですけれども、具体的にはそういう所有者に対しての申し入れというか、やりとりはあったのでしょうか。

川野幹事 今回、北東側の保護樹林に指定されている所有者の方につきましては、先ほどお話ししましたとおり、区の方にやはり樹林の保護という形で寄付をいただいた方ございまして、非常に樹木の保存につきまして協力をいただいている方でございます。そういった意味では、これから所有者の方とお話ができる機会があれば、ご意向があれば、区としては積極的に保護の方に働きかけをしていきたいというふうに思っております。そういった話もこれまでさせていただいております。

谷口会長 はい、どうぞ。

富田委員 最後なんですけれども、この計画地が高低差11mということで、例えば大雨が降った場合の対応とかで、特に問題になったことはない場所なのでしょうか。

谷口会長 どうぞ。

川野幹事 これまで特に問題があったというのは聞いてございませんが、高低差が11mある中で、山自体は地山でございます。一般的に危険な傾斜を超えるような急ながけ地ではございません。関東ローム層30度を超えるような状況にはなってございませんし、道路沿いや民

地の境に、一部擁壁もございますので、その点では、現在のところは大丈夫だと思いますが、今回整備をする中で、擁壁の再整備も含めまして、安全対策については、計画をした上で整備をさせていただくということで考えております。

あと、先ほど樹木は原則的に切らないということは、お話としてさせていただいておりますが、整備の中でどうしても安全対策上、やむを得ないのがあれば、その辺については少し検討させていただくことになろうかと思えます。

谷口会長 はい、ありがとうございます。ほかに。どうぞ。森先生。

森委員 区の保護樹林と都市計画緑地は、都市の自然の保護という面では、目的は同じと考えてよろしいですか。

谷口会長 はい、どうぞ。

川野幹事 都市計画緑地につきましては、都市計画の位置付けをさせていただきまますので、これから大田区としても未来永劫、緑地を保全するという意思決定をさせていただくこととなります。

保護樹林につきましては、あくまでも所有者の方の緑の保護を区として支援をしていくという趣旨でございますので、そのために保護にかかわる維持費の一部を負担するとか、そういった制度として設けているものでございます。若干趣旨は異なりますが、緑の保全という意味から言いますと、目的は一緒でございます。

谷口会長 はい、どうぞ。

森委員 現行としても保護樹林の整備など、区としては協力をしている状態ということですね。

川野幹事 この保護樹林をお持ちの方に対しましては、区としてある一定額でございますが、助成をさせていただいているところでございます。

谷口会長 よろしゅうございますか。はい。ほかにどうぞ。ご自由にご質問、ご意見を賜りたいと思えますが。はい、どうぞ。中井先生。

中井委員 緑地が増える方向です。大変結構な議案だと思いますけれども、2点質問です。

一つ目は、緑の基本計画上のこの場所の位置づけを説明してくださいというのが1点目です。

それから、2点目は、私の存じ上げている他の自治体などとの比較と申しますか、関係で言うと、この種の緑地であれば、特別緑地保全地区という選択肢も十分考えられると思うんですが、その辺りは、大田区の方は何か使い分けられているのか、あるいは何か方針を持ってやられているのか、その点をご説明いただければと思います。

谷口会長 はい。どうぞ。お願いします。

川野幹事 まず、特別緑地保全地区でございますけれども、区として使い分けというのは、その時々で判断をしております。ふるさとの浜辺公園の方では特別緑地保全地区の指定をさせていただいております。

それから、都市計画緑地につきましては、都市計画上の緑地という形で、その場所ごとの事情と制度上一番適切な方法ということで、今の段階では判断をしているところでございます。

「大田区緑の基本計画」でございますが、平成11年に策定をしまして、今ちょうど緑の基本計画の改定作業をしているところでございます。平成11年に策定されました計画の中では、「台地部の地域」というエリアに指定をさせていただいております。「豊かな自然環境をささえる緑と水辺が守られているまち」とある中の「台地部の緑」にあたります。

ただ、現行の「大田区緑の基本計画」につきましては、先ほどお話ししましたとおり改定作業をしておりますので、その辺につきましても、今後、より保全をしていく方向で考えてまいりたいというふうに思っております。

谷口会長 よろしゅうございませうか。はい、どうぞ。田中先生。

田中(道)委員 緑地の方については、特に意見はございませんが、「消防団小屋」と当日資料1で表示がされておりますが、これは何を指しているんでしょう。

川野幹事 地域の消防団でご活用いただいております、いわゆる「団小屋」と呼ばれている施設でございます。建物でございます。

田中(道)委員 「団小屋」というのは、正式名称でしょうか。

川野幹事 正式な名称は、大森第一消防団の「格納庫」です。

田中(道)委員 それならば、正しい表現で表示をお願いします。

川 野 幹 事 はい、ありがとうございます。

田中（道）委員 以上でございます。

谷 口 会 長 はい、ありがとうございます。ほかに、どうぞ。よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

谷 口 会 長 大変適切なお意見、ご質問をいただきまして、ありがとうございます。それでは、お諮りをいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

谷 口 会 長 はい、ありがとうございます。

それでは、第一号議案につきましては、諮問のとおり定めることが適当である旨、答申いたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

谷 口 会 長 はい、ありがとうございます。では、ご異議がないようでございますので、第一号議案につきましては、諮問のとおり定めることが適当である旨、答申いたします。ありがとうございます。

それでは、次の議題に入りたいと思います。

第2の議題でございますが、大田区長より、大田区都市計画審議会会長あてに、平成21年9月17日付で、第二号議案、「東京都市計画大田区都市計画マスタープランの改定（大田区決定）」についてが諮問されましたので、これを議案といたしたいと存じます。

それでは、諮問文の朗読をお願いいたします。

鈴 木 幹 事 それでは、諮問文を朗読させていただきます。お手元に配付させていただきますました、第二号議案の諮問文をご覧になりながらお聞きいただきたいというふうに思います。

第二号議案につきましては、「東京都市計画大田区都市計画マスタープランの改定（大田区決定）」について、都市計画法第18条の2に基づく大田区都市計画マスタープランについて、大田区長より諮問をいたします。

以上で、第二号議案の諮問文の朗読を終わります。

谷 口 会 長 はい、ありがとうございました。

では、この議案を上程いたしたいと存じます。

幹事より議案の説明をお願いいたします。

鈴木幹事 それでは、第二号議案につきまして、説明をさせていただきたいと思えます。説明に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思えます。

本日、机上配付をさせていただきました資料1「都市計画マスタープランとは」、A4サイズのもの3枚がございます。それから、資料2「大田区都市計画マスタープラン改定基礎調査の概要」、A4サイズで8枚でございます。

以上が、本日お配りいたしました資料でございますが、不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、説明に入らせていただきたいと思います。資料1をご覧いただきたいと思います。

初めに、「都市計画マスタープランの目的と背景」ということでございます。

(1)に現行の都市計画マスタープラン策定時の目的と背景ということを書いてございます。改定の目的と背景としましては、(2)でございますが、改定の目的と背景で、都市計画マスタープラン策定から10年が経過いたしまして、新たな「大田区基本構想」、「おおた未来プラン10年」が策定され、各分野別の個別計画が策定しつつあるという状況でございます。

東京都においても、「東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が改定されるなど、都市計画・まちづくり関連について新たな指針が示されつつあります。

また、羽田空港の再拡張事業により、国際化及び空港跡地利用など、新たな課題、少子高齢化の進展、工場数の減少などの社会経済状況の変化に対応するため、都市計画マスタープランの改定を行います。

続きまして、2の「都市計画マスタープランが扱う内容」でございますが、都市計画マスタープランは都市計画を定める方針としまして、平成20年10月に策定された「大田区基本構想」及び、平成21年3月に策定された「大田区10カ年基本計画」、「おおた未来プラ

ン10年」に則し、区民の意見を活かしながら定めるものでございます。

現都市計画マスタープランでは、都市計画に関連する産業や福祉、環境、コミュニティなどの分野についても可能な範囲で取り上げまして、区民生活全般をできるだけ包括した内容となるように努めてまいりました。

改定の考え方としては、基本構想、基本計画や都市計画に関連する計画の策定、改定を受けた方向性を見直しを行いたいと思います。

3の「構成」でございますが、ご覧いただきたいと思います。

構成につきましては、現行都市計画マスタープランを踏襲するという考えでございます。内容に関しましては、社会動向の変化や10年間のまちづくりの到達度を加味いたしまして、今の大田区が目指すまちづくりの方向性に合った方針、施策の内容に修正をしたいと思っております。

次に、4「目標」に移りたいと思います。

この都市計画マスタープランは、改定時から概ね20年先の2030年、平成42年度を目標年次としたいと思っております。なお、社会情勢の変化等により必要に応じた見直しを図りたいと思っております。

5「改定方法」をご覧いただきたいと思っております。

現行計画の検証、改定案作成のための基礎調査資料の作成、人口・土地利用の変遷につきましてのスタディ及び将来予想等の作業を行いたいというふうに考えております。

スケジュールにつきましては、概ね表のとおりでございます。今年度と来年度の2カ年で案を策定いたしまして、平成23年度に都市計画決定手続を行います。

続きまして、今年度から進めております基礎調査の概要につきまして、担当係長よりご説明をさせていただきたいと思っております。

中村幹事補佐

それでは、基礎調査の概要につきまして説明いたします。

資料2「大田区都市計画マスタープラン改定基礎調査の概要」をお開きください。

今年5月から基礎調査の収集をしております、人口データ及び土地利用の動向等を中心にまとめたものの一部をご紹介させていただきます。

だきます。

まず、構成といたしまして、大田区の人口と世帯数の変化についての概要、それと地域別の概況について説明いたします。

まず、大田区の人口と世帯数の推移について説明いたします。

2 ページの下の資料 1 をご覧ください。

昭和60年から平成17年まで、5年ごと、20年間の変化を国勢調査の数字をもとにグラフにしたものです。グレーの棒グラフは人口、赤の棒グラフは世帯数、一番上にあります緑色の折れ線グラフは1世帯当たりの人員をあらわしています。

大田区の総人口は、平成7年の63.6万人を底に増加傾向に転じました。平成17年には昭和60年の総人口とほぼ同程度である66.5万人まで回復しました。世帯数は一貫して増加しており、昭和60年の26万世帯から平成17年の31.6万世帯となっております。一方、1世帯当たりの世帯人員は減少傾向にあり、昭和60年の1世帯当たり2.6人から平成17年には2.12人となっております。最新のデータでございます平成21年10月1日現在の住民基本台帳によりますと、人口は67.5万人、世帯数は34.5万世帯、世帯人員数は1.95人となっております。これらのことから、人口、世帯数は増加傾向にあるものの、世帯人員は減少傾向にあり、世帯の小規模化が進んでいると考えられます。

次に、3 ページの資料 2 をご覧ください。人口の動態をあらわしたものでございます。

平成13年から平成20年までの住民基本台帳の数字をもとにグラフ化したものでございます。赤い棒グラフは自然の増減をあらわしています。出生数から死亡数を引いたものでございまして、大田区では今のところはプラスの状態でございます。

次の青い棒グラフは社会の増減をあらわしています。転入数から転出数を引いたものでございます。平成7年からは人口増加に転じていまして、社会増がずっと見られている傾向にございます。

この上の青い折れ線グラフは、自然増と社会増を合計した人口の増加の数になります。

一番右の平成20年を例にとりますと、自然増が214名、社会増が

2,775名、合計の人口増加数が2,989名という状態になっております。

次に、資料3でございます。

5歳階級別人口コーホートの増減、これはある年齢層の人口が5年前に属していた年齢層の人口に対してどれだけ増減があったかを示しています。このグラフで縦軸が真ん中に0%がありまして、何%増減したか、上へいくと10、20、30%のプラスで、下へいくと、-10、-20、-30%の減少をあらわしています。横軸は「5歳～9歳」、「10歳～14歳」、「15歳～19歳」というように5歳ごとの年齢の層をあらわしています。その中に青い棒グラフは平成2年、赤い棒グラフが平成7年、緑の棒グラフが平成12年、紫が平成17年をあらわしています。青い棒グラフですと、平成2年現在ですので、その5年前、昭和60年から平成2年までの5年間にこの属する年齢層の人口がどのような変化をしたのかをあらわしている表でございます。

例えば、平成17年の「15歳～19歳」までを見ますと、左から3番目の枠の中の一番右の紫色の棒グラフをご覧ください。これが平成17年の15歳から19歳までの人口がどう変わったかをあらわしておりまして、ここでほぼ10%のプラスになっておりますので、平成17年の5年前、つまり平成12年から平成17年の5年間までに15歳から19歳までの人口が約10%増えたということを示しています。つまり、そのまま大田区内にとどまっていますと、増減なしで0%ですが、この10%というのは、大田区外から10%の人口が入ってきたというふうに考えていただければいいと思います。

この資料からは、年齢層「15歳～19歳」左から3つ目の枠と、4つ目の枠の「20歳～24歳」までが一貫して平成2年から平成17年まで増えているのがおわかりになると思います。最初に社会人としてスタートをする世代といわれている15歳から24歳までの人口の層が大田区に転入されているというのが、大田区の人口の特徴的な点だと思います。

次に、この表で一番注目していただきたいのは、左から5番目の「25歳～29歳」の枠なんですけれども、これは平成2年、平成7年まではマイナスであったものが、平成12年、17年にはプラスに転じ

ているという現象でございます。これがちょうど大田区の人口が平成7年からプラスに転じていったことの一つの大きな証になるのではないかと思います。

それから、もう一つ、世帯を形成する層として考えられている「5歳～9歳」、「10歳～14歳」、一番左の二つの枠の中の人口が平成7年までは10%以上減少していたのですが、それが平成12年、17年のときには減少にかなり歯止めがかかっています。また、それと同様に、この5歳から14歳までの親の世代である「30歳～34歳」、「35歳～39歳」、「40歳～44歳」と、親の層の減少も平成7年を境にして減少に歯止めがかかっているというふうに読み取れると思います。総人口が平成7年以降増加に変わっていますが、その内容としては、社会人としてスタートする世代の増加と、ファミリー層の転入による増加、及び転出に歯止めがかかったためと考えられます。これが大田区の平成7年以降の人口の増加の年齢階層別の人口の変化から見た原因なのかなと思われます。

次に、4ページの資料4をご覧ください。

ここでは、世帯の型別世帯数の推移をあらわしております。これは昭和60年から平成17年までの5年ごとの国勢調査の世帯の数字を帯グラフにあらわしたものです。それぞれ青が「夫婦のみの世帯」、赤が「夫婦と子どもからなる世帯」、緑が「単身の親と子どもからなる世帯」、紫が「その他の親族世帯」、水色「非親族世帯」、オレンジ色が「単独世帯」をあらわしています。先ほど話題にいたしました子どものいるファミリー世帯について見てみますと、子どものいる世帯で赤の「夫婦と子どもからなる世帯」は減少ぎみですが、それに対して緑「単身の親と子どもからなる世帯」、これは増加傾向になるため、子どものいるファミリー世帯全体の数値はほぼ横ばいから微減になっています。資料3で見られた平成12年以降の親の年齢階層、子どもの年齢階層の横ばい傾向と一致していると思われます。

これらのことから、大田区では、若年世帯の社会人のスタート地点としての位置付けのほかに、子育て期の定住地として大田区を選ぶ世帯が増えていることが推測されます。世帯類型の中で一番割合

の多いのは、単身世帯で4割強を占めます。平成12年から17年に増加した世帯のうち、約8割が単身世帯で占められ、世帯の小規模化が促進されていると考えられます。

以上が、大田区の人口の動向から察せられる内容でございました。

次に5ページをご覧ください。2「地域別の概況」でございます。

まず最初に、1「昼夜間人口比から見た、大田区の3つの核」という項目でございます。「昼夜間人口指数」とは、夜間人口つまり住んでいる人口に対して、通勤者や通学者で区内に来る人、これを流入人口、入ってくる人口と考えて加え、逆に区外へ出る人、流出人口を引いて昼間人口とし、夜間人口で割った数を100倍したものでございます。流入人口が多いと100を超えます。つまり大田区へ入ってくる人が多いと100を超え、流出する人口、区から区外へ出ていく人が多いと100を切ります。

大田区では、人口が増加傾向にあるものの、昼夜間人口指数は平成12年の101から平成17年の99へと減少傾向にありまして、区の活力の低下の兆しが見られるように思われます。ちなみに千代田区は、昼夜間人口指数は、人口の20倍強の2,047で、中央区では659、それに反しまして、昼間人口の少ない区では葛飾区の81、江戸川区の82というのが見られます。

この図は、平成17年の昼夜間人口比を町丁目別に色分けした図でございます。赤い部分が「130%以上」、オレンジ色が「120%～129%」、黄色が「110～119%」をあらわして、昼間に働いている人や学んでいる人の多い場所をあらわしています。やはり蒲田駅や大森駅周辺もしくは糀谷、羽田地区に集中しています。

次に、6ページをご覧ください。

6ページは、人口の増減をあらわした地図でございます。町ごとに、平成10年から平成20年までの10年間の人口の増減をあらわした地図でございます。赤が10%以上、オレンジ色が5%から10%、黄色が0から5%増加した地区を示しています。反対に濃い青は10%以上、青は5%から10%、薄い青が0から5%減少した地域を示しています。10年間で5%以上人口が増加した地域、つまり赤やオレンジ色の部分は、台地部の南雪谷、仲池上、千鳥をはじめ、上池台

や東雪谷、久が原が増加しております。また、大森地区では大森北、大森本町、また蒲田地区では、東口の蒲田で5%の増加、また、多摩川に接する部分では下丸子、矢口、多摩川、東六郷等が増加しております。また糎谷・羽田地区では大森南や北糎谷、東糎谷、本羽田で人口が増加しています。この増加した地区の特徴といたしましては、仲池上や下丸子、大森南といった工業系用地率の高い、もしくは過去に工業系用地率が高かった地区が多い傾向がございます。また、平成8年から平成18年の10年間に集合住宅の床面積の増加率で50%以上増加した地区、これが多い地区になっています。

また、子ども率が大田区の平均に比べて比較的高い地区、もしくは、もう一つは高齢化率が平均値あるいはそれ以下の地区を示しています。

これらの地区では、工業用地が集合住宅に建替った結果、ファミリー層を主体とした人口増加傾向が見られたものと考えられます。また、増加した地区で工業系用地率の高い地区では、やはり集合住宅への建替えが起こる可能性があり、それに対する対応を検討する必要があると考えられます。

次に、人口の減少した地区、青い色を塗っている部分ですが、ここはJR東海道線、京浜東北線の西側に位置する西蒲田、中央、東矢口、新蒲田地区がございます。また、京急線の東側の東蒲田、南蒲田、西糎谷、大森東、大森中、羽田地区に分布しています。

減少した地区の特徴としては、人口は減少し、年少人口も減少し、高齢化率の高い少子高齢化地区になっています。また、戸建て住宅や住商もしくは住工の併用住宅が昔から多く、多様な土地利用状況が特色とされます。また、敷地規模が小さく、密集地域となっている地区も多く、やはり集合住宅や戸建て住宅の床面積の伸び率が低い地区になっています。このことから、土地の高度利用や更新が難しいことから、なかなか建替えが進まず衰退していく可能性がございます。これらへの対応を検討する必要があると考えられます。

減少している地区に両方を挟まれたJR線と京急線の間位置する蒲田一丁目から五丁目の地区ですが、ここは人口が5%以上増加している地域が含まれていますが、ほかの増加している地区と異な

る特徴があります。一つは、人口が増加しているものの年少人口が減少しています。なぜ住宅が増えているのに少子化が進んでいるのか、これを考えますと、この地区は、過去、西蒲田地区と同様にかなりの住宅の密集地でありましたが、この地区の中央を通過しています補助27号線という都市計画道路の事業整備が進んだ結果、道路沿いの建替えが進み、集合住宅が供給され、その結果、蒲田駅と京急蒲田駅との2駅を利用可能という交通利便性に魅力を感じる単身世帯が大量に転入した結果、人口は増加したものの子どもが少ないというような結果が出ていると考えられます。

これらのデータを踏まえながら都市計画マスタープランの改定の中で活用していきたいと思います。

鈴木幹事 説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

谷口会長 はい。ありがとうございました。

それでは、非常に現状のデータ等をすごくわかりやすくご説明いただきましたが、ご意見、ご質問等ございましたら、どうぞ自由にご発言を賜りたいと思います。はい、どうぞ。森先生。

森委員 ありがとうございます。10年を経て改定をするということなんですけども、前マスタープランに対する検証はしっかりとなされて、到達ぐあいなどはどのようにお考えでしょうか。

中村幹事補佐 前回の10年前、一番最初にマスタープランを策定したときは、初めての試みでしたので、かなり大規模な体制の調査等を行いながらやっておりました。現在はそれから10年たっておりますが、土地利用の変化等、もしくは人口等の変化を踏まえながら、部分改定ということで臨んでいきたいと思っております。

谷口会長 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ほかに、どうぞ。本日ご説明いただいたデータ等々につきましてのご質問でも結構でございますが、さらに進め方とか、これからのスケジュールに沿っているいろいろと進め方等々についてもご意見ございましたら、ご発言いただきたいと思います。はい、どうぞ。富田先生。

富田委員 これ、最初に確認したいのですけれども、今日の諮問内容とい

うのは、23年度策定に向けて、いわゆる改定を行いますよという確認のための諮問ということでよろしいですか。

鈴木幹事 はい、そういうことでございます。

谷口会長 はい、どうぞ。

富田委員 それで、都市計画マスタープランというのが10年前に策定されて、私も策定されたのはよく知っているわけなんですけど、具体的にどういうふうに活用されたかというのがなかなか見えないという部分があるんですけども、それについてお知らせいただければと思います。

谷口会長 はい、どうぞ。

鈴木幹事 確かにそういう部分がございます。この都市計画マスタープラン自体が、基本的に大田区のまちづくりの方針あるいは将来像というような位置づけでございます。各個別、特に都市計画関係の各個別の計画に対する上位計画というふうな位置づけでございますので、そういった各個別の分野の計画が実施に移していくという段階でございますので、計画の中身からいきますと、これについて個別の計画の中で実現させていくというふうに考えてございます。

谷口会長 はい、どうぞ。

富田委員 都市計画マスタープランがあって、その下に個別計画があって、その中で様々な実現がなされていくということなんですけれども、そうすると、これいわゆる都市計画マスタープランを作って、都市計画決定をしていくという意義づけはどのようなふうを考えているんでしょう。

谷口会長 はい、どうぞ。

鈴木幹事 意義づけにつきましては、やはり都市の将来像、ちょっと繰り返しになりますが、大田区としての都市の将来像、これからの理念というようなことを位置付けることによりまして、他の個別の計画、都市計画関連の計画、それからそれ以外の産業とか、福祉とか、そういった分野との整合性を図りつつ、トータルとしてのまちづくりを進めていくというような考えで、都市計画マスタープランは位置付けられているというふうに考えてございます。以上でございます。

谷口会長 よろしゅうございますか。ありがとうございます。ほかに、ど

うぞ。

どうぞ、志水先生。

志水委員 これはちょっとお伺いしたいのですが、この前からのマスタープランに引き続いてやるとして、教育計画みたいなものの項目はマスタープランの中には入らないものなんですか。ここでは教育問題が一切表には出てきてないよう見えるのですが。

谷口会長 どうぞ。はい。

鈴木幹事 都市計画マスタープランは、都市計画法に基づく部分でございます。まず、都市計画の土地利用の誘導あるいは道路、公園施設、これを中心にまず行うものというふうに法定されてございます。それ以外にこの都市計画に関連する分野として産業だとか、そういった分野のものについても極力可能な限り取り上げるということでございます。マスタープラン自体はそういった法定の縛り等がございますので、教育分野については、今のところ取り上げないという方針でございます。

谷口会長 よろしゅうございますでしょうか。

中井先生、どうぞ。

中井委員 今回の志水先生の意見とちょっと関連するので。ほかにもいろんな計画が今作られている途中なんですよ、緑の基本計画だとか、蒲田大森のランドデザインですとか。それで、意見を言う立場に立って見ると、意見を言っても、「それはこの計画では反映できないから」と、いわゆる死んでいく意見が結構たくさん通常はあるんですけれども、こうやっていると色々なものが一遍に動いているときには、なるべく「こちらで受けられなければ、ほかの計画で受けられる」という考えで、ぜひそういう意見の聞き方を進めていただければと思います。いろんな意見を言いたい人は多分たくさんいると思うんですけれども、それが1回で済むし、どこの計画に反映させるかはむしろ行政の方でお考えになって、「いや、これはこの範囲じゃありませんから、また別のときの参加のときに同じことを言ってください」というのは、ちょっと参加をお願いする側としては、あまりにも不親切になるんじゃないかと思うんです。

こうやってたくさんの計画が今改定時期にあるのですから、でき

るだけそういう意見をうまくどこかで拾い上げていくというような考え方でお進めいただければと思います。よろしくお願いします。

谷口会長 はい、ありがとうございます。適切なご意見だと思います。ほかに、どうぞ。富田先生。

富田委員 私も今の中井先生と同じような意見なんですけれども、資料1「都市計画マスタープランとは」の2ページのところに、様々な計画が提示されているんですけれども、これはもう既に策定されたものもあれば、策定中のものもあって、策定予定が平成22年、22年、23年とあって、この都市計画マスタープランは策定予定が平成23年の3月ということで、ほとんど並行で進んでいくような感じだと思うんです。そこで、多分かわる方々は同じメンバーがかわるものはかなりあるだろうと思うんですけれども、これ、4本も一緒にやっていくというのは、私は本当に大変だろうと思うんですけれども、大丈夫ですか。

谷口会長 はい。どうぞ。

秋山幹事 今、先生の方からご心配をいただきまして、ありがとうございます。

確かに私どもまちづくりを中心としてこういった作業をいろいろと進めさせていただいておりますけども、これはまちづくり推進部が中心になっているだけでございまして、基本的には全庁挙げた組織をつくりまして、それぞれの分野で、それぞれの担当がしっかりと議論させていただいているところでございます。

今、いろいろとご意見をいただきましたそれぞれの個別の案件につきましてのご意見についても、しっかりと委員会等で受けとめて、それぞれの施策に反映できるように、私どもとしては考えてまいりたいというふうに思っています。

同時並行的に進んではございますけれども、都市計画マスタープランは上位計画ということでございますので、全体を統括するという意味での方向性をきちっと打ち出すということが使命でございます。

それぞれの個別計画につきましては、個別具体的な計画につきましてきちとした方向性を出す、そして実施をするための方策を考

えていくということにさせていただきますので、一応そういったレベルの中できちっと役割を担って、それぞれの立場で議論をしてまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

谷口会長 はい、どうぞ。富田先生。

富田委員 しつこいようですけども、意地悪じゃないのですけどもね、空港臨海部基本計画が22年3月で、蒲田周辺が22年3月、要は、上位計画よりも先にこっちができ上がっちゃうということがあるわけですよ。そういうことで、これ今、上位計画であるという説明があったわけですが、本当に上位計画なんですかというふうに言っちゃうと、また言わなきゃいけないような気がするのですが、その辺の整合性をどうとられるのか説明してください。

谷口会長 はい。どうぞ。

鈴木幹事 上位計画ということで、今回のマスタープランの改定という位置付けでございます。今現在の現行のマスタープランがもちろん見直しをしないといけない部分がございますけれども、基本的には生きているというふうな認識でございますので、これに則した形で今は各計画プラン等については、則した形でやっていただくというふうに考えてございますので、今のマスタープランが上位計画であるとの位置付けは変わらないというふうな認識でございます。

谷口会長 はい。どうぞ。

富田委員 そうなると、何か余計変な気がしちゃうのですね。今、改定しますよという議論をしているわけで、理屈としては改定するまでの間は現行計画が生きているというのは当然だろうと思うんですけども、しかしながら、もう物事は、基礎調査の概要も説明いただいたように、もういわゆる準備作業は始まっているわけですよ。改定に向けて動いている。なのに個別具体的な計画については現行のプランを下敷きにして進める、それで本当にいいのかなという気が、疑問がまた逆にわいてきちゃうのですけども。

谷口会長 はい。どうぞ。

川野幹事 まちづくり推進部の中でいろんな今、企画ができておりますし、このハード系ではなくて、保健福祉分野でも保健福祉計画とかいろんな計画があります。その中の計画については、それぞれ個別具体

的に検討している中ではございますが、やはり計画同士の関連性も非常にございます。特に福祉計画等につきましては、ここにお示しているランドデザインをはじめ、都市計画マスタープランについても整合性を図っていく必要もありますし、都市計画マスタープランに先行してやっていくランドデザイン等につきましても、都市計画マスタープランは上位計画であります。同じ時期に改定をしていきますので、その連携はこれから図っていく予定でございます。

谷口会長 はい。どうぞ。富田先生。

富田委員 これ、私が不勉強なのかもしれませんが、10年前に作られた現マスタープランについては、正直言います、作ったは作ったけれども、具体的にどういうふうに活用されたのかというのがよく見えなかったというか、感じられなかったというのが私の実感なんですね。そういう意味では、今、これから改定作業を始めるということですが、やはり上位計画である都市計画マスタープランを本当にしっかりしたものを作っていただいて、大田区のまさにまちづくりの指針というような方針になる、そういう位置付けのものを作っていただきたいということを要望させていただきたいと思っております。以上です。

谷口会長 ありがとうございます。ほかに、いかがでございましょうか。はい。どうぞ。

志水委員 私もちっとしつこいようですが、先ほど申し上げた教育に関する点ですが、もう少しこの資料に沿ってお聞きしたいと思います。

それで、この資料1「都市計画マスタープランとは」、の3ページに「大田区の特性と課題」があって、その下に「都市の将来像」があって、それから、その下に「部門別方針」とありますね。この部門別の中に、土地利用や交通や水と緑と景観、防災、福祉いろいろ入っている。この中に「教育」という文言がどうして入ってこないのかなという、それは個別の計画として教育計画があるということとはわかっているのですが、やはり大田区の特性と課題というところの中に、教育問題に全然触れないで済みますのかということ

ちょっとお聞きしたかった点でございます。

谷口会長 はい。どうぞ。

鈴木幹事 教育という視点での方針ではないのですけれども、「その他の公共施設の方針」というのが表の一番下の方にあると思うんですが、その中に、小・中学校、あくまでハード面が中心ではございますが、小・中学校等の施設の充実とかそういったものが入ってございますので、教育的視点が大きな部門別方針には入ってはいませんが、各個別の中には入っているというふうに認識してございますので、そういう考えでございます。

谷口会長 はい。どうぞ。

志水委員 その辺をお聞きするとちょっと悲しくなるのですが、教育問題というのはその他の問題に入れて、そこでやってますからという問題なのかどうかというふうに、大田区ではそういうふうに考えているということになってしまうのですね。やはりこれからの教育変革期にあって、一つ大きな課題としてまちづくりの一環として教育問題も考えてほしいなという希望でございます。

谷口会長 ありがとうございます。はい、どうぞ。森先生。

森委員 ありがとうございます。どのようにこの都市計画マスタープランが活用されてきたかが見えづらいということで、同じようなことを感じるのですけれども、常にすべての計画の上位としてあるということで、それに基づいて各個別の事業がなされているということはわかるのです。しかしながら、この基礎調査を見るだけでも工場数が減って、それがマンションになっていることで、人口の増加というものも区内で増加しているというよりは外部からの流入に支えられて人口が増加しているというような中で、様々な課題が見えてきていると思うんです。そういった中で、この都市計画マスタープランというのは、都市の将来像と理念ということで、すごく理念的なものなのではないでしょうか。計画はやはり目標と達成度などが明確でなければ意味を持たないのではないかと感じるのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

谷口会長 はい。どうぞ。

鈴木幹事 先生がおっしゃるように、あくまでも都市計画マスタープラン

は理念とか、将来像、本当に方針というようなことでございます。マスタープランという中身を具体的な計画というふうに理解されている方もいらっしゃると思うんですが、具体的な計画ではなく、計画をやはりどういうふうにまちづくりとして位置付けるかという性格のものでございますので、やはりマスタープランを上位計画として下位に当たる各個別の計画、これを実現していくと、あるいはそういったような考え方でいくというふうに認識してございます。

谷 口 会 長 はい。どうぞ。

森 委 員 ありがとうございます。ぜひ、そういった面では、先日も「蒲田駅周辺地区グランドデザイン」を策定していく中で、地域の方からもすごくいい意見などがたくさん出る中で、地域で様々な意見は出ても、やはり区としての確固たる方針を示して、それぞれの意見が生きると思いますので、ぜひ積極的な区としての方針を強く打ち出していけるようなものにしていただきたいと思います。

谷 口 会 長 ありがとうございます。どうぞ。松原先生。

松 原 委 員 資料2「大田区都市計画マスタープラン改定基礎調査の概要」の8ページなのですが、そこに商業系用地率の増加というところで、田園調布が入っているのですが、以前私が数年前に文教委員会にいたときに、この地域に保育園がないということで、かなり遠くまで行かなきゃいけないという話が出た。実際にそこに視察に行きましたところ、田園調布に下町があったという印象を受けたのです。要するに、田園調布のイメージというのは、高級住宅街というイメージだったのですが、そうじゃなくて、実際にはかなり下町っぽい小さな商店街が形成されている。そうなってくると、やっぱり子育ての問題と絡んでくる点が多くなってくるかと思うんです。工業系地域の減少に伴ってマンション群が増えました。その結果、この地域のお子さんがすごく増えて、小学校の学区域を変更した経緯がございます。そういったことで、やはり、小学校、中学校も含めた形で、それから保育園が非常に足りない状態ですので、先ほど志水先生がおっしゃったように、教育、子育てと関連した視点をやっぱりどこかにきちっとするべきだと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

谷 口 会 長 ありがとうございます。はい、どうぞ。清水先生。

清 水 委 員 伺いたいことは、この「都市計画マスタープランの改定をしていくんだということを区民の皆さんにどのように説明されていくのか」ということと、それから、「区民の声をどのように汲んでいくのか」ということについて考えを伺いたいのです。

谷 口 会 長 はい。どうぞ。

鈴 木 幹 事 資料1「都市計画マスタープランとは」の5ページのスケジュールの中にございますが、まず、都市計画審議会の中で検討しますので、これについては公開をさせていただいております。

都市計画審議会の公開につきましては、ホームページ等で皆さんにこういう審議会がございますということをご案内させていただいているところでございます。

それから、改定の骨子案、改定素案という検討に入るわけですが、改定素案の段階でパブリックコメントと説明会等を実施していくというふうに考えてございます。そういった中で、区民の意見を反映させて、都市計画マスタープランを策定していきたいという考えでございます。

谷 口 会 長 はい。どうぞ。

清 水 委 員 やはり私も5ページの「改定の方法」のところを見ながら伺っているわけですが、22年度の「パブリックコメント・説明会等の実施」で区民の皆さんのご意見等を汲み上げていくということになりますと、もうかなりできてしまった後というふうな印象がやはり強い。前回10年前の策定の経過を見ますと、初めてということもあると思うんですが、かなり公開の会議ですか、いろいろな地域で懇談会等を開催して、区民の皆さんの声もすくい上げておられる。初めての試みということでこのようにされたと思うんですが、先ほど来からご意見がありますように、都市計画マスタープランについてさえも知らない区民がこの10年間でも多かったと、そういうふうな経過もございます。特に松原区長は地域力ということで、区民の皆さんと一緒に区政を運営していくということを標榜しているわけですので、大変重要なプランを進めるわけですから、よりもっと区民の皆さんや多くの商業・工業団体の皆さんや様々な区民運動をや

っているNPO等の皆さん、それからこの10年間に介護保険等ですね、特に大田区はそういった介護支援センター等を区内にたくさん作っているわけですから、より多くの区民の皆さんのご意見が少しでも入るようにしていただきたい。それから、こういうことをやっているんだと、大変大事なプランを作っているんだということをより早く区民の皆さんにお知らせしていただきたい。高齢化になってまいりましてインターネットが盛んですけれども、ホームページ等ではなかなか情報を得ることができないという方もいらっしゃいますので、早い時期に知らせていただきたい。

それから、もう一つ伺いたいのは、庁内検討委員会がもう既に行われていて、そして都市マス改定委員会というのが行われていくということですが、こういったことを公開にさせていただいて、ぜひ区民の皆さんにわかるようにしていただきたいと要望したい。公開していただけますか、ぜひよろしくお願ひしたいのですが、その場に出た意見を聞いていただきたいということなんです。

谷口会長 はい。どうぞ。

鈴木幹事 庁内検討委員会につきましては、あくまで内部の検討でございますので、公開する予定はございません。早目に区民の方に今後お知らせするというにつきましては、また今後検討させていただきたいというふうに考えてございます。

都市計画マスタープランの改定委員会というのは、この都市計画審議会の中でやるという位置付けでございますので、その辺も踏まえまして、一つご理解をいただきたいと思ひます。

谷口会長 よろしゅうございますか。どうぞ。

清水委員 大変重要なプランを10年前に作っているの、それを土台として新たに人口の変化等を加味して、そのままという言い方は変ですが、けれども、「新たにつくるわけではないので」と、そういうような意味合いをすごく感じてしまったので、10年前に初めて作ったのと同じような思いで進めていただきたいと、そういうふうに要望いたします。

谷口会長 はい。ありがとうございました。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。馬場先生。

馬場委員 意見を一つ言わせていただきます。区内でいろんなものを経営している方々が、今後新しく改定されるこのマスタープランで、これからの10年間を大田区が、「ああ、こういうところを目指しているんだ」というこれをみんなが想像できるようなものを策定すればいいなと思っています。

その中で、ぜひ加えていただきたいのが、冒頭に秋山副区長からあったとおり、羽田空港の国際化ということによって、外国人の方が大田区に定住されたりといったことによる人口の増減であるとか、あと物流センターが多くなることによって交通量が増えたことによって商業地域が変わってくるだろうと、そういったことというのは民間企業ではどうしても方向付けられない部分だと思うんですね。ぜひ行政が「こういう方向にいくんだよ」ということを盛り込んでいただいたマスタープランを作っていただければと思います。以上、意見です。

谷口会長 ありがとうございます。ほかに、ございませんでしょうか。

この大田区都市計画審議会は、本日が143回でございます。私は第1回目から委員としてお手伝いをさせていただいておりますが、このようなマスタープランの改定に関しまして、この都市計画審議会で継続的に検討していただくという体験は、私としても実は初めてでございます。いろいろな側面からの縦横の関係の中でマスタープランを改定していくということは、非常に大切なことでございます。本日もまだまだご意見が出尽くしてないのではないかと思いますけども、この時代の変化の中で非常に大事な課題ではないか、やはりこれを進めることの意義がある、というふうに感じております。

そういうことで、第二号議案の大田区都市計画マスタープランの改定につきましては、事務局提案の日程によりまして継続して検討させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

谷口会長 ありがとうございます。

それでは、第二号議案の大田区都市計画マスタープランの改定につきましては、事務局提案の日程により今後継続して検討をいたし

たいと存じます。本当にありがとうございました。

まだまだいろんなところからたくさんの意見が出てまいると思いますが、これはぜひ事務局の方で受けとめていただいて、それぞれが非常に関係があるものであるという前提で進めていただくことを願っております。

それでは、長時間にわたりましてご審議をありがとうございました。

事務局から何かございますでしょうか。

鈴木幹事 事務局から次回の都市計画審議会の日程についてのご報告をしたいと思います。

12月15日午後2時から、会場は本日と同じこの場所で201会議室で予定してございます。

議案につきましては、「東京都市計画緑地の変更（大田区決定）」についてを予定してございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

谷口会長 それでは、第143回の大田区都市計画審議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

午後3時38分閉会